

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が、○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付の変更に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社に雇用され、現場作業員として勤務していた。
- 2 請求人によると、○年○月○日、太陽光パネル設置現場においてパネルの包装を外す作業を行っていたところ、立て掛けてあったパネル十数枚が倒壊して下敷きとなったという（以下「本件災害」という。）。請求人は、○年○月○日、C医療機関を受診し、「左大腿部挫傷、頸椎捻挫、腰部挫傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、○年○月○日から○年○月○日までの間（以下「本件請求期間」という。）の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を○円と認定した上で、本件請求期間のうち、同年○月○日から同年○月○日までの期間に係る請求については支給し、○年○月○日から○年○月○日までの期間に係る請求については支給要件を満たさないとして支給しない旨の処分（以下「初回処分」という。）をした。
- 4 その後、監督署長は、事業主が遡って時間外手当を支払ったことから初回処分を取り消し、給付基礎日額を○円と認定し、差額を支給する旨の処分をした（休業補償給付の不支給及び支給の期間は初回処分と同じである。）。請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求（以下「第1次審査請求」という。）をしたところ、審査官が○年○月○日付けで、給付基礎日額が誤っているとして、これを取り消す旨の決定をした。

- 5 本件は、監督署長が第1次審査請求に対する取消決定を受け、給付基礎日額を〇円と認定し、差額を支給する旨の処分（以下「本件変更処分」という。）をした（休業補償給付の不支給及び支給の期間は初回処分と同じである。）ことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 6 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
（略）
- 2 原処分庁  
（略）

### 第4 争 点

本件請求期間のうち〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの期間について休業を要する日と認められるか及び給付基礎日額が〇円を超えるものと認められるか。

### 第5 審査資料

（略）

### 第6 理 由

- 1 当審査会の事実認定  
（略）
- 2 当審査会の判断

#### （1）休業補償給付の支給期間について

請求人は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの期間も労働不能であったことは明らかであり、当該期間は休業補償給付の支給要件を満たす期間であると主張するので、以下検討する。

ア 休業補償給付は、決定書理由に説示するとおり、医師の管理下において療養を行うことが必要とされている。

本件災害において請求人が医師の診察を受けたのは、〇年〇月〇日のC医療機関が初めてであり、本件請求期間のうち〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの期間については、医師の指示に基づかない自己判断及び自己都合によ

る休業であることから、休業補償給付の支給要件を満たす期間とは認められない。

イ よって、当審査会としても、監督署長が、○年○月○日から○年○月○日までの期間について、休業補償給付を支給しないとしたことは妥当なものであると判断する。

## (2) 給付基礎日額について

請求人は、時間外労働手当が遡及して支払われたが、給付基礎日額に反映されていない時間外労働手当があると主張するものの、その時期や時間数等について具体的に特定し、主張していないことから、これまでの主張を基に、以下検討する。

ア 請求人は、第1次審査請求において、タイムカードへの手書きを根拠に休日労働を行った旨主張している。

これに対し、事業主からは、①休日労働を命じていないこと、②在宅勤務を認めていないこと及び③月曜日の朝に提出する報告書等の作成は平日の時間外労働で対応できることを理由に、請求人がタイムカードに手書きした特定の日時の労働を認めない旨の主張がなされている。

当審査会としては、上記事業主の主張は妥当と考えるところであり、休日出勤にも対応して打刻できるタイムカードに、請求人が時刻を手書きしたことに合理性はなく、当該タイムカードをもって請求人が休日労働を行った証拠と認めることはできず、請求人の主張は採用できない。

イ よって、本件変更処分は、請求人のタイムカードを基に認定した労働時間をもって適切に給付基礎日額を算定したものと認められ、妥当なものであると判断する。

ウ なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

## 3 結 論

以上のとおり、本件変更処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。